



石原
報

みはら

2008
No.283

もくじ

- 変わります！国保と老人保健 2～3
- 三原バス時刻表 6
- 農業委員会だより 7
- 国民年金広報資料 8～9
- 春の全国交通安全運動 10
- お知らせ・募集コーナー 12～14
- 村の話題 15
- 中学校卒業式 16

村民のうごき

(平成20年3月31日現在)

世帯数	785戸
総人口	1,849人
男	882人
女	967人

平成20年4月からこのように変わります

高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額（年額）を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。



平成20年3月31日まで

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費（医療）として支給されます。また介護費用が高額になったときは、介護保険から高額サービス費が別に支給されます。



平成20年4月1日から

医療費の自己負担額と介護サービスの利用料が合算できるようになります（高額医療・高額介護合算制度）。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になったときは、限度額（年額）を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

●高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額〈毎年8月～翌年7月〉/予定）

	70歳以上 75歳未満	後期高齢者 医療制度		70歳未満
一般	62万円(83万円)	56万円(75万円)	一般	67万円 (89万円)
親睦並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	上位所得者	126万円 (168万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	住民税 非課税世帯	34万円 (45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)		

※平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。

40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります！

国保では平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた新たな「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」が始まります。

「特定健診」では生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けての生活改善を指導します。

「特定健診・特定保健指導」の流れ

- ①特定健診・特定保健指導の実施計画を作成
- ②特定健診の実施
- ③健診結果から保健指導対象者を決定
- ④対象者に生活改善を支援する保健指導を実施
- ⑤指導の結果、健康状態や医療費がどう変化したかを確認



65歳以上の人の保険税(料)の年金天引きが始まります

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税(料)納付について、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）が始まります。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせられた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税(料)を納めることになります（普通徴収）。



70歳以上75歳未満の人(一般)の自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い70歳以上75歳未満の人（一般）の自己負担限度額が引き上げられます。自己負担限度額は下記のとおりとなります。



平成21年3月31日まで

●70歳以上75歳未満(一般)の自己負担限度額

外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
12,000円	44,400円

平成21年4月1日から

●70歳以上75歳未満(一般)の自己負担限度額

外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
24,600円	62,100円<44,400円*>

※過去12か月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

平成20年4月から 変わります！国保と老人保健

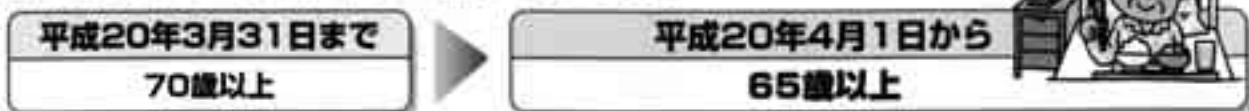
義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。



療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健制度で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上になります。



退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満になります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。



70歳以上75歳未満の人の自己負担割合および自己負担限度額は、平成20年4月から一部引き上げになる予定でしたが、平成21年3月まで現状で据え置かれることとなりました。平成21年4月から下記のように変更される予定です。

平成21年4月からこのように変わります！

70歳以上75歳未満の人（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割になります

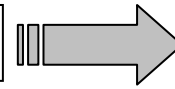
70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。



政府管掌健康保険からのお知らせ

被扶養者の健診の受け方が大きく変わります！

住民基本健診



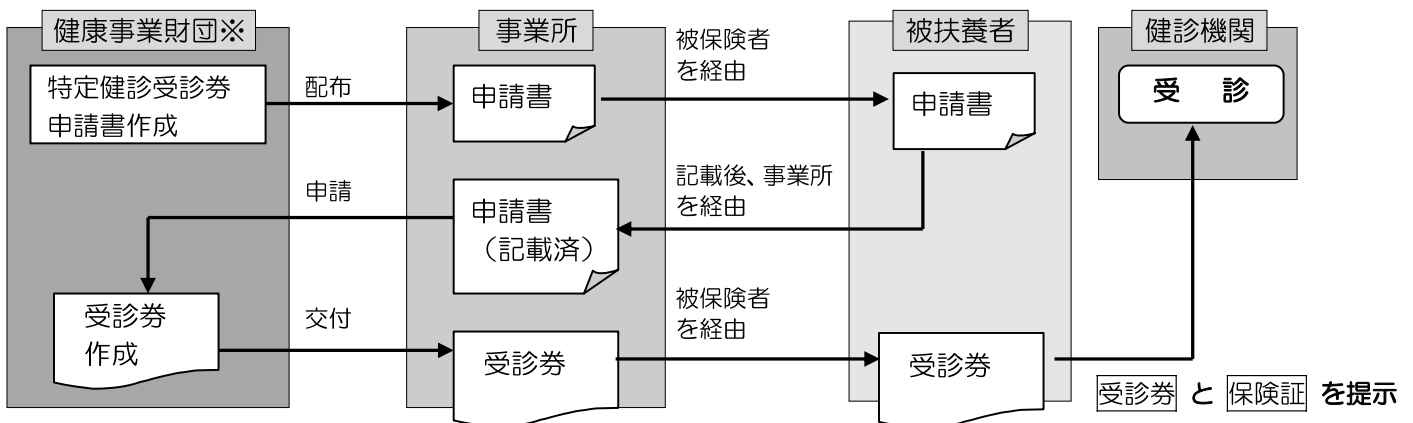
特定健診

平成20年4月から、40歳～74歳までの方を対象に「特定健診」が実施されます。今まで市町村役場が行う「住民基本健診」を受診されていた政府管掌健康保険の被扶養者（40歳～74歳まで）の方につきましても、平成20年4月からは加入している政府管掌健康保険が行う「特定健診」の対象者となります。

政府管掌健康保険の被扶養者の方が「特定健診」を受診される際は、保険証と政府管掌健康保険から発行される受診券が必要となりますが、この受診券は健診申込書により申込を行なった方に交付され、申込は事業所を通じて行っていただくことになります。

なお、政府管掌健康保険に加入する方を対象とした平成20年度の健診申込書は、6月頃に事業所へ配布される予定となっております、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

政府管掌健康保険「特定健診」受診の流れ図



※平成20年10月以降は、健康事業財団から全国健康保険協会に移行されます。

後期高齢者医療の保険料のお知らせ

□被扶養者だった人の経過措置

それまで自分で保険料を払っていなかった、右記のような被扶養者だった人は、平成20年4月から9月までの半年間、保険料負担が全額免除され、10月から平成21年3月までの半年間は、保険料の9割が軽減される予定です。

- 制度施行日の前日に健康保険組合、共済組合、船員保険などの被扶養者だった人
- 制度施行後、75歳になって資格を得た日の前日に健康保険組合、共済組合、船員保険などの被扶養者だった人

□被扶養者だった人の軽減措置

被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

後期高齢者医療全般に関する問い合わせは、住民課国保係まで（46-2827）

住民基本台帳法の閲覧の公表

平成18年11月1日から住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳の閲覧制度が変わりました。それまでは、何人でも閲覧を請求できましたが、閲覧できる場合を限定し、偽りその他不正手段による閲覧や目的外利用の禁止に対し、制裁措置を強化し、個人情報保護を図るとともに、住民基本台帳の閲覧者を公表することになりました。

これにもとづき、次のとおり閲覧状況を公表します。

○対象期間 **平成18年11月1日～平成20年2月29日**

	平成18年12月8日	平成20年2月4日
申請者	自衛隊高知地方協力本部	自衛隊高知地方協力本部
利用目的	自衛官等の募集に伴う広報	自衛官等の募集に伴う広報
閲覧に係る住民の範囲	平成元年4月2日から平成2年4月1日生まれ 件数=15件	平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれ 件数=17件



絶対ダメ! お酒の密造

自家用に「どぶろく」を造る場合も製造免許が必要です。

☆ 自家用に梅酒などの混和酒（市販酒類に果実などを漬けるもので、アルコール発酵を伴わないもの）を造る場合を除き、酒類の製造を行う場合には、酒税法に基づく酒類製造免許を受けなければなりません。

もし、酒類製造免許を受けずに酒類を製造した場合は、酒税法の規定により、5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

☆ いわゆる「どぶろく特区」に指定されている地域においても、酒類製造免許を受けずに「どぶろく」を造ることはできません。

なお、自分で飲むために造る場合も同様ですので、注意してください。

問い合わせ先：高知税務署酒類指導官（088-822-1123）

※電話は自動音声で案内しています。お酒に関する問い合わせは「2」を選択してください。

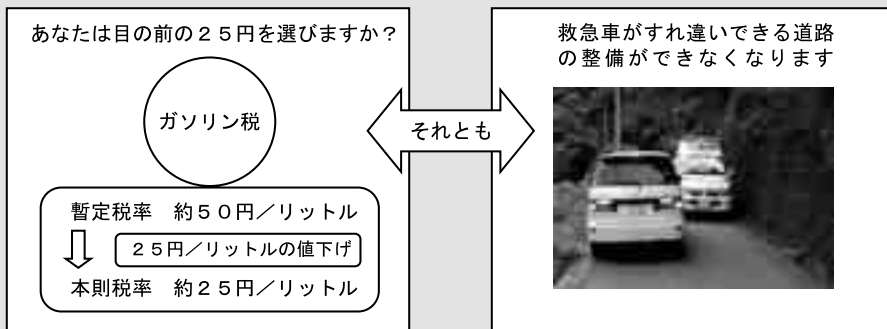
安全で安心できる道路を早く整備するために！

○「道路特定財源」と「暫定税率」とは

道路の整備や橋の補修などを行うために、ドライバーの方々に負担（ガソリン代や車の購入時など）してもらった税金です。

なるべく早く、安全で安心できる道路を整備するために、期限を定めて本来の1.2から2.5倍の暫定税率を適用しています。

なお、道路特定財源の「暫定税率」が廃止されて、安くなる燃料はガソリンと軽油だけです。園芸ハウス・漁船の重油や家庭用の灯油は、もともと道路特定財源の対象ではありません。



※お問い合わせは、産業建設課まで（46-2111）

家族経営協定をご存知ですか？

家族で農業を営んでいる農家が、経営計画や世帯員の役割、就業条件など家族で決めた内容を文書にまとめたものが、家族経営協定です。

家族経営協定を結ぶと

- ☆ 家族で話し合うことにより農業について共有することで従事するみんなのやりがいにつながります。
- ☆ 家族で目標や計画を話し合い、それぞれの役割を考えると、作物の品質向上、作業時間の短縮などにつながります。
- ☆ 認定農業者制度、農業改良資金、農業者年金等で優位な施策が利用できます。

三原村では、平成20年3月に2組の家族経営協定が締結され、経営改善計画達成に向けて、取り組んでいます。今回は、そのなかの1組で、下長谷の東慶祐さんご夫妻を、ご紹介します。

三原村農業委員会

農業委員会だより

平成20年3月

東さんは、家族経営協定書のなかで、次のことを決めています。

- 1、わが家の目標
- 2、経営計画・目標
- 3、役割分担
- 4、就業条件等



東さんは、水稲とブロッコリーを中心とした専業農家です。

また、三原米を使用した三原村特区による「どぶろく製造」にも取り組んでいて、農家喫茶をご夫婦で営んでいます。

家族経営協定書を結んだことで、農業について経営状況や作業分担について二人で話し合う機会が増え、今まで以上にやりがいをもってがんばっています。



家族経営協定書調印後の東さんご夫婦
～自宅農家喫茶にて～

遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。 農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

国民年金広報資料

三月分

住所・氏名が変わった方はすみやかにご連絡を

◎社会保険庁に届出している住所が現住所と違っている方。
大切な「ねんきん特別便」をお届けできなくなります。住所の変更の届出をお願いします。

◎婚姻で名字が変わった方

ご自身の記録に結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎください。いずれの場合もお願いいたします。

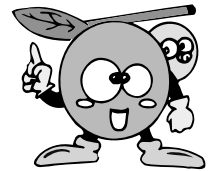
◇国民年金に加入している方は、市町村役場の国民年金担当窓口へ
◇厚生年金等に加入している方（会社員や公務員）やその被扶養配偶者の方は、お勤めの会社や役所などへ
◇年金を受給されている方は、最寄りの社会保険事務所へ

便利でお得な「前納制度」をご利用ください。

一年間の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。四月からの前納を現金納付で希望される方は、四月に社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された前納用納付書で、四月末日までに金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。

平成二十年度の保険料額

平成二十年四月から月額1万4410円です。一年分は、
定額保険料 17万2929円
前納保険料 16万9850円
★3070円もお得です。
毎月の納付も、口座振替の「早割」なら月額50円お得です。



平成20年度 出張年金相談所開設

高知社会保険事務局幡多事務所では、昨年度に続き出張年金相談所を右記の日程で開設いたします。この機会にお気軽に相談くださいますよう、よろしくお願ひします。

日時	時間	場所
6月19日(木)	午前10時から 午後3時まで	三原村役場
9月18日(木)		

お問い合わせは ☎ 高知社会保険事務局幡多事務所 (0880-34-1616)

自動車税の納付は、6月2日までに

高知県幡多県税事務所では、平成20年度自動車税の納税通知書を5月7日に送付する予定です。納期限は6月2日となっています。必ず納期限までに、銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関でお済ませください。

5/31(土)、6/1(日)には、フジグラン四万十で出張収納も行いますのでご利用ください。また、身体障害者に対する減免の手続き期限も6月2日までとなっておりますので、ご注意ください。

高知県幡多県税事務所 電話0880-35-5972

税務係からお知らせ

- ❖ 軽自動車税全期
- ❖ 固定資産税1期分

4月30日納期

よろしくお願ひします。

四月分



学生には「学生納付特例制度」があります。

日本国内に住むすべての人は、二十歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

《対象者》

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等
※1に在学する二十歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が百十八万円以下※2の方（平成十九年度の所得基準）

※1：夜間・定時制過程や通信制過程も含めます。
※2：扶養親族等がある場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されません。

《承認期間》

平成二十年四月から平成二十一年三月まで

《承認を受けた期間は》

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に参入されます。
十年以内であれば在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから国民納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

《申請手続き》

お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口においてお早めに申請してください。

申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請に必要なもの：年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合は不要）など

※経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がトクです。

保険料の追納は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

※二十年四月から学生納付特例の申請が簡素化されます。

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方については、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるよう簡素化が図られるようになりました。



平成二十年度の年金額は据え置きになりました。

総務省より、平成十九年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が0.0%と公表されましたので、平成二十年度の年金額については据え置きとなります。

また、特別障害給付金についても据え置きになります。

国民年金保険料

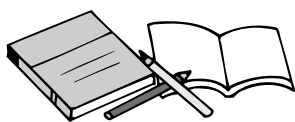
クレジットカードで

お支払いいただけます！

平成二十年二月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。クレジットカードでの支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。クレジットカード納付では、口座振替による当月末振替【早割】は適用されません。また、一年前納・六ヶ月前納の割引額は、現金納付の割引額となります。

※支払いただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料+定額保険料」となります。（保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません）

※カード会社へのお支払い回数は一回払いのみとなります。（分割払いやリボ払い等はご利用いただけません）



春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日～4月15日

【運動の基本】 **子どもと高齢者を交通事故から守ろう**

- 【重点目標】
- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 2 自転車の安全利用の推進
 - 3 飲酒運転の根絶



《運動の目的》この運動は、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

〔子どもと高齢者の方が道路を横断するときは〕

左右の安全をよく確かめ、道路中央付近で今一度、左側の安全を確認しましょう。

〔高齢運転者の方は〕

個人差はありますが、加齢とともに身体機能が低下することを自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。

〔その他の運転者は〕

子どもや高齢者のそばを通行するときは、徐行するなど、思いやりのある運転をしましょう。

重点目標	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	自転車の安全利用の推進	飲酒運転の根絶
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○自らシートベルトを正しく着用するとともに、全ての同乗者に着用を促す。 ○乳幼児を同乗させる場合は、後部座席で体格にあったチャイルドシートを正しく着用させ、その習慣づけを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も車輛であることを自覚して、信号無視や一時停止違反等の交通ルールを無視した運転をしない。 ○無灯火や二人乗り、傘差し運転、運転中の携帯電話の使用は絶対にしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性を自覚して飲酒運転を絶対にしない。 ○飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を使用する。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト・チャイルドシートの着用の必要性和効果について家庭で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図る。 ○自動車に同乗する場合は、自らシートベルトを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も交通事故の加害者になり得ることや交通事故の悲惨さ、責任の重大さ等について家庭で話し合う。 ○自転車の点検を履行し、反射材の装着を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性について、家庭内でよく話し合い、互いに注意する。飲酒の翌日、飲酒運転にならないように家族で注意する。
地域職場	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト・チャイルドシートの必要性や正しい着用方法が理解されるよう地域ぐるみ、職場ぐるみで取り組む。 ○後部座席シートベルト着用の重要性を説明し、着用率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用中の安全を確保するため、幼児・児童のヘルメット着用や、自転車利用者による自転車事故被害者救済に資するための保険制度の普及啓発活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「飲酒運転は、凶悪な犯罪である。」との認識を運転者と酒類提供者の双方が共有し、ハンドルキーパー運動を推進するなど飲酒運転追放の気運を高める。

～道路交通法改正、飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について～

(平成20年 1月11日 中央交通安全対策会議、交通対策本部決定)

(趣旨) 飲酒運転の根絶に向けた取組を強化するため、飲酒運転をした運転者及び飲酒運転の周辺者に対する罰則を引き上げ、制裁を強化する。

- (1) 酒気を帯びて車輛等を絶対に運転しないこと
- (2) 飲酒運転をするおそれがある者に対し、車輛等を提供しないこと
- (3) 飲酒運転をするおそれがある者に対し、種類を提供し、又は飲酒を勧めないこと
- (4) 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗しないこと

平成20年度

お知らせ

国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)

人事院及び各府省では、以下のとおり国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を行う予定です。

◆試験の区分等◆

日程	試験の区分	仕事の種類
試験日程A	行政事務	国の官署における一般の行政事務
	税務	税務署などにおける国税の賦課・徴収等の事務
	機械	地方運輸局などにおける自動車の検査、整備事業の発達、改善等の技術的業務
	土木	地方整備局などにおける河川、道路、公園などの調査・計画・施業・管理等の技術的業務
	林業	森林管理局などにおける森林の保護・管理、造林等の森林施業等の技術的業務
試験日程B	皇宮護衛官	天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛業務と皇居・御所等の警備業務
	刑務官 ・刑務A(男子) ・刑務B(女子)	刑務所、拘留所などにおける被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導及び保安警備等の業務(刑務Bの場合は、主として女子収容施設に配置されます。)
	入国警備官	入国者収容所及び各地方入国管理局などにおける不法残留者の摘発、被収容者の処遇、送還等の業務

※ 申し込むことができる「試験の区分」は一つに限ります。

◆受験資格◆ 昭和43年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方

◆採用予定数等◆ 前区分合計で150名程度(詳細については、5月中旬配布予定の受験案内をご参照ください。)

◆採用予定日◆ おおむね平成21年4月1日になります。

◆試験日程・試験種目◆

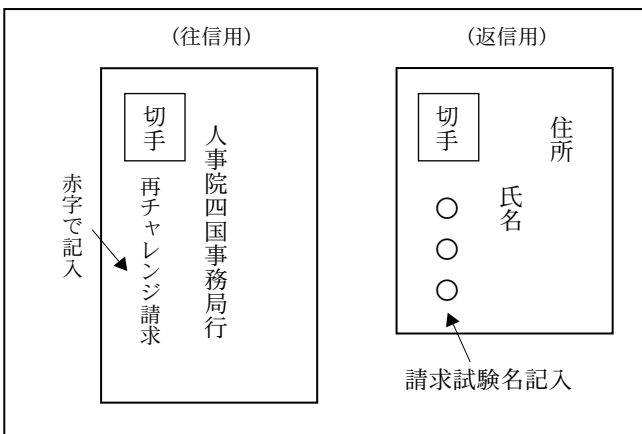
受付予定期間		平成20年6月24日～7月1日		
日程	選考課程	実施予定日	試験種目	結果発表予定日
試験日程A	1次選考	9月7日(日)	・教養試験(多枝選択式)：(全区分) ・適性試験(多枝選択式)：(行政事務、税務区分) ・作文試験：(行政事務、税務区分) ・専門試験(多枝選択式)：(機械、土木、林業区分)	10月29日
	2次選考 (各府省で実施)	11月上旬から	・採用面接：(全区分) ・身体検査：(税務区分) ※防衛省では区分にかかわらず身体検査が実施されます。	11月下旬
試験日程B	1次選考	9月7日(日)	・教養試験(多枝選択式)：(全区分) ・作文試験：(全区分)	10月9日
	2次選考 (各府省で実施)	10月中下旬	・採用面接：(全区分) ・身体検査：(全区分) ・身体測定：(全区分) ・体力検査：(全区分)	11月下旬

※ 1次選考の試験問題は、高等学校卒業程度のレベルの問題が出題されます。

◆受験案内等の請求先◆

この試験の受験案内と申込用紙は、5月中旬以降、下記の受験案内等請求先に請求してください。

請求には、「140円の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号・A4判)」を同封してください。



この試験を受けられない者

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
 - その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 人事院四国事務局 電話 087-831-4765

お知らせ

平成20年度「福祉のしごと相談」ご案内

ふくしの職場で働きませんか

あなたの資格・経験を福祉に活かしてください！

福祉人材バンク無料職業紹介事業は、福祉関係に就職・転職したい方を対象に登録していただき、求人に応じて無料で紹介しております。定期的な仕事相談では、新規の登録者を確保し、紹介実績につなげております。

少子高齢化の進行の下で労働人口も減少が見込まれ、福祉・介護サービス分野は最も人材確保に真摯に取り組んでいかなければなりません。

福祉・介護サービスの仕事が少子高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大するニーズに的確に対応できる、質の高い人材を確保するためには、福祉の仕事が国民各層から選ばれる職業となるよう理解してもらうことが重要となります。



☆福祉のしごと相談（午後1時から午後4時まで）

土佐清水市社会福祉センター	4/25(金)、8/25(月)、10/27(月)、2/25(水)
宿毛市総合社会福祉センター	5/26(月)、7/25(金)、11/25(火)、1/26(月)
四万十市社会福祉センター	6/25(水)、9/25(木)、12/25(木)、3/25(水)

☆日曜福祉のしごと相談（午後1時から午後5時まで）

四万十市社会福祉センター	4/27、5/25、6/29、7/27、8/31、9/28 10/26、11/30、12/21、1/25、2/22、3/29
--------------	---

お問い合わせ 四万十市右山五月町8-3 社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会内
無料職業紹介所 幡多福祉人材バンク (0880-35-5514)

募集

平成20年度 自衛官募集案内

種 目	資 格	受付期間	試 験 日	試験会場
2等陸海空士	18歳以上 27歳未満	年間を通じ募集中	受付時に通知	高知市
一般・技術幹部候補生	20歳以上 26歳未満	4月1日～5月11日	受付時に通知	高知市

お問い合わせは、自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所まで
(四万十市中村大橋通り6-3-7とらやビル3F 電話0880-35-3096)

お知らせ

「日曜・遺言等公証法律相談」開催

相談担当者	高知地方法務局所属 中村公証役場公証人
予 約 制	平日に事前に電話で予約してください。(0880-34-1728)
相 談 日	平成20年4月20日(日)
開 催 時 間	午前9時～午後5時頃まで。(1組約50分)
場 所	中村公証役場(四万十市中村大橋通6丁目3番7号 第一とらやビル4階)
相 談 内 容	遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、離婚に伴う養育料・財産分与・年金分割、高齢者等の財産管理 など
そ の 他	相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

幡多クリーンセンター処理手数料改定

お知らせ

幡多クリーンセンターに直接持ち込むゴミ処理料金を、平成20年4月1日から下記のとおり改定させていただきます。

また、分別された事業系の資源ゴミ（リサイクル品）は、無料扱いとします。

ゴミの分類		現行料金 H20.3.31まで	新料金 H20.4.1から	備考
事業系のゴミ	普通ゴミ・粗大ゴミなど (溶融処理するゴミ)	105円/10kg	130円/10kg	
	リサイクルするゴミ (溶融処理しないゴミ)	105円/10kg	無料	リサイクル施設の分別方法に従い持ち込まれたものに限る。
家庭系のゴミ	普通ゴミ・粗大ゴミなど (溶融処理するゴミ)	42円/10kg	50円/10kg	市町村指定のゴミ袋、証明等で持ち込む場合は無料です。
	リサイクルするゴミ (溶融処理しないゴミ)	無料	無料	リサイクル施設の分別方法に従い持ち込まれたものに限る。

○料金は全て税込み金額です。

○分別して直接持ち込む場合の資源ゴミ（リサイクル品）は次のものです。

分別の仕方	
新聞紙、チラシ等、コピー用紙	紙パック
ダンボール	ペットボトル（事業系は除く。）
雑誌	容器包装リサイクル法対象物（紙製）

※金具等の付いたファイル類は中身と分別して持ち込んでください。

また、リサイクル施設で処理できない物及び著しく破損した物、汚れた物、濡れた紙類などは資源ゴミ（リサイクル品）としては取り扱いできません。

お問い合わせは、三原村住民課（46-2404）・幡多クリーンセンター（31-2600）

万一の事故に備えスポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、5人以上の団体やグループで、子どもからお年寄りの方まで加入できます。スポーツ安全保険の対象となる場合は、保険加入団体やグループでの活動中の事故又は、その活動における通常の経路（往復中）の事故となっています。

保険期間は、平成20年4月1日～21年3月31日までとなっています。万一の事故に備えてスポーツ安全保険に加入しましょう。

団体	加入区分	掛金 (1人当たり)	対象範囲	保険金額				賠償責任保険金額 (てん補限度額)	共済見舞金
				傷害保険		入院			
				死亡	後遺障害 (最高)	(1日につき)	通院 (1日につき)		
子どもの団体	A 中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (高校生以上)	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
				2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	AW 中学生以下の子ども	1,050円	上記以外 (学校管理下を除く)	100万円	150万円	1,000円	500円	身体賠償・財物賠償 合算1事故500万円 (各免責金額1,000円)	対象外
	AC A、AWの子ども(中学生以下) の指導・支援として一緒にス ポーツ活動を行う大人 (高校生以上)	1,000円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
C 高校生以上	1,500円	2,000万円		3,000万円	4,000円	1,500円			
大人の団体	A 高校生以上の文化活動団体	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	B 老人クラブなどの団体	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C 高校生以上のスポーツ活動団体	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D 危険度の高いスポーツ活動団体	9,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

お問い合わせ 三原村教育委員会（46-2559）まで

公民館図書室からのお知らせ

「峡に老いゆく」 武内土佐子著

柚ノ木の武内土佐子さんから、1冊の歌集を寄贈していただきました。ご主人の介護をしながら、日常の生活のふとした出来事や季節の風物を、武内さんならではの情感でうたった短歌をまとめたものになっています。ぜひ一読ください。心が癒されることと思います。

本の貸し出しは、教育委員会事務局で午前8時30分から午後5時30分まで（土・日・祝日を除く）受け付けておりますので、お気軽においでください。

三原村公民館図書室 TEL46-2559 FAX 46-2560

村内3ヶ所（宮ノ川・下長谷・狼内）
に設置されている

ガイドマップの
看板です。



(狼内)

三原つつじまつり



4/26(土)10時～ 三原自然公園



3/7

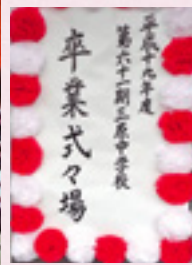
保育所

防火パレード





3/14 中学校卒業式



卒業生答辞



在校生送辞

